

ひめしゃら

ひめしゃら法律事務所ニュース
2018年10月25日号

vol.13



ひめしゃら法律事務所 〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル1F
TEL. 042-548-8675 FAX. 042-548-8676
<https://www.himesyara.com>



ひめしゃら法律事務所 対談

武力を持たずに 平和を実現した国 —コスタリカ

国際ジャーナリスト
伊藤 千尋 さん



「82ヶ国を現地取材して交流し、日本国内のいたるところに出没する」といわれる国際ジャーナリスト伊藤千尋さんに、「武力を持たずに平和を実現した国「コスタリカ」についてうかがいました。聞き手は当事務所の弁護士藤原真由美、岸敦子、松縄昌幸と事務局高村早苗、長谷川雄太です。話は、軍隊をなくした話から教育、永世中立国宣言、憲法裁判所など広範におよびましたが、冒頭の部分をご紹介します。

軍隊をなくし、平和を国の基本戦略に！

【藤原】 伊藤さん、今日はお忙しい中、ありがとうございます。コスタリカが、紛争が多い中米で軍隊をなくし、国際的にも平和国家のステータスを確立していることで注目をあびていますね。

【伊藤】 国家予算の30パーセントが軍費だったコスタリカは、憲法で軍隊を持たないことを決めて、軍隊を解散したんです。兵隊は公務員や警察官、国境警備隊員になったり、農民に戻った人もいた。武器は集めて焼いちゃったんですよ。

【藤原】 日本も、今の憲法を創ってから1950年に警察予備隊ができてからの数年間は、軍隊をもたずに平和な国をつくらうと努力していましたものね。それが情勢が変化して、だんだんと軍隊をつくる方向に動いていった。そのことがなければ、日本だってコスタリカと同じ道を歩んでいたかもしれない。

【伊藤】 コスタリカがすごいのは、ただ自分の国で軍隊をなくしたのに

とどまらず、国際的に平和を輸出することをやり始めたこと。アリアスという大統領が1986年に大統領に就任して、その後すぐに中米で戦争をやっている3つの国を回って、戦争を終わらせちゃった。そういう平和の輸出を、この国はずっとつづけているんだよ。たとえば去年、国連で核兵器禁止条約ができたけど、その時の議長国はコスタリカ。なぜかという、この条約を20年にわたって提案してきたのがコスタリカだったからなんです。

そういう平和努力をつづけているコスタリカに対して、武力で攻撃をしかける国があったら、周りの国はどうすると思いますか？「軍隊をすてた国を攻撃するなんてやめるよ」といさめるでしょう。周りがそう言わざるをえないような国にする、それがコスタリカの平和戦略なんです。

【岸】 単なる理想にしておくのではなく、計画を立てて、具体的な戦略



を実現した国 — コスタリカ

Profile

いとう ちひろ
伊藤 千尋 さん

1949年、山口県生まれ。71年にキューバでサトウキビ刈り国際ボランティアに参加。73年、東京大学法学部を卒業、東大「ジプシー」調査探検隊長として東欧を調査する。74年、朝日新聞社に入社。東京本社外報部などを経て、84～87年サンパウロ支局長。88年『AERA』創刊編集部員を務めた後、91～93年バルセロナ支局長。2001～04年ロサンゼルス支局長。特派員として中南米や東欧革命など激動の現場取材し、人々の声を伝えてきた。訪れた国は82ヶ国以上。その経験をもとに、年100本以上の講演を行っている。現在はフリーの国際ジャーナリスト。「コスタリカ平和の会」共同代表、「九条の会」世話人も務める。



や行動として平和を使っているのがすごいですね。そういうところが日本との違いということでしょうか。
【伊藤】 そうそう。日本もそういう平和の基本戦略を立てて、それにあわせて5カ年計画、10カ年計画と、青写真を描いていって、30年後には、平和憲法がこの国で実現できているというようなビジョンがあったらいいんだよね。

自衛隊を海上保安庁に吸収させる

【伊藤】 たとえば、自衛隊は実態は軍隊なわけだけど、今すぐなくしたら、25万人の失業者が出るだけ。そうじゃなくて、30年後に自衛隊がなくなっているためにはどうすればいいと思いますか。
【藤原】 災害救助隊に改編する。これなら武器はいらなくなる。

コスタリカはなぜ軍隊をなくしたのか

【伊藤】 自国の防衛が全く不要というの、国民の了解がえられないと思うな。コスタリカだって、軍隊はなくても、沿岸警備隊や国境警備隊はいるんだよ。国境を守ることこそ専守防衛。日本の場合、海上保安庁が国境警備にあたっているけど、1万3000人しかいない。だから自衛隊の大半を海上保安庁に吸収させて、残った5万人ぐらいの自衛隊を災害救助隊として徹底的に改編すればいいんじゃないかな。

【長谷川】 コスタリカの人が、軍隊をなくすことになしたのは、どうしてなのでしょう。
【伊藤】 1つめは、もう戦争は嫌だ、軍隊があったから戦争になった。



事務局長 長谷川 雄太

国家予算ですよ。そういう中国に負けないよう日本も一緒に軍拡をやったら、国家予算がすべて軍事予算に

じゃあ軍隊はやめてしまおう。という素朴な発想ですよ。2つめは軍事費。うちの国は貧しいのに、毎年30パーセントの国家予算を軍事費に出してきた。それが社会の発展につながったかというと、全くつながっていない。貧しいんだから金はやんと社会が発展するところに出そう。社会の発展につながるのには教育だから、軍事費をそのまま教育費にまわそうという発想をしたわけ。すごい素直じゃないですか。
【松縄】 今までどおりの、よその国が武器をもってるから日本もたなくてはおと、そういう発想でやっていたら、どうなるんでしょう。



弁護士 藤原 真由美

なってしまう。医療費、教育費、福祉なんてゼロ。まったくの軍事国家だ。それでいいのかっていう話ですよ。

【藤原】 日本はまだ、経済大国みたいにい

【伊藤】 たとえば、中国がもっと強大になって核兵器で日本におどしをかけることだってありえるわけです。北朝鮮どころじゃないですよ。もうすでに中国の軍事予算は27兆円で、日本は5兆円。6倍近いですよ。しかも、中国はどんどん発展しているって2030年にはアメリカを追い越す。アメリカの今の軍事予算、79兆円だよ。それを追い越すと、100兆円ぐらいになる。100兆円

対話による外交で仲良く

【岸】 そこで発想をかえて、武力で国を守るんじゃなく、他の国から攻撃されないような仕組みや関係を自分からつくって、医療や教育・福祉を充実させようということですか。

【伊藤】 そうそう。ただ襲われるのがこわくてビクビクしているだけだと、こわいから強力な武器をそろえようという発想になる。でも周りの人と仲良くやっていると、武器なんか必要ないじゃないかという気持ちになるよね。武器がなくても、隣の人自身が攻めるわけでもない。じゃあこんなも最初からいらなかったねということになる。そういう国をつくったのがコスタリカなんです。
【高村】 対話が人間関係の基本で、国際関係も同じだよ。



軍事費を教育のために使う



事務局員 高村早苗

【松縄】 コスタリカが軍事費を教育のためにつかうようになってから、教育はどんなふうに変ったんですか。

【伊藤】 まず、幼稚園から高校まで教育費が無料になった。給食も無料。日本は経済大国といいますが、大学生が奨学金を返さなくてアップアップしてるけど、コスタリカでは、大学の奨学金は返す必要がなくて、大学生の7割が奨学金を得ている。

それに、教育の内容も変わった。おもしろいのは、小学校の机の形が台形なんです。台形を6個あわせたら円になる。授業になると、子どもたちは机を動かして円をつくり、自分たちで討論しながら授業をすすめていくんです。日本の授業ってみんな先生の方をむいて話をきいてるじゃない。そうじゃなくて、まず子どもたち同士が話をしながら考えていく。これが台形の机に象徴されているの。

文科省にあって「この国の教育の特徴はなんですか」と聞くと、生徒自身がしあわせになること、これがまず第一ですというんだ。そして、2番目には、だれかの言うことを鵜

呑みにするんじゃないかって、自分の頭で考えて自分で行動できる、そういう批判的な目をもった子どもを育てることです。そして第3番目は、周りの同級生たちと協調してやっていけるような子どもをつくる、ということ。日本の文科省と、だいぶ違うよね。

こどもの頃から自分の頭で考える

【藤原】 私がコスタリカに行ったときに授業を見てびっくりしたのが、授業の科目名が、「平和のためのコミュニケーション」だったこと。

床にみんなが車座に座って、家庭の中で起きたいざこざをみんなで発表し合うわけ。「うちの父ちゃんと母ちゃん、夕べも喧嘩した」なんて。「どうして喧嘩したの」って先生がきくと、「父ちゃんが浮気したから」って。「それで父ちゃんが母ちゃんを殴った。母ちゃんに追及されて答えられなくなつて」で、みんながワイワイ議論する。そして家庭のなかで暴力をなくす方法をみんな考えて、実践してみようとい



弁護士 岸 敦子

うところまでやるんですね。年少のときは、家庭内のいざこざを、中学生になったら社会におきた犯罪をテーマにしてその原因や対策をディスカッションする。で高校になると、



国際紛争や戦争をテーマに、インターネットを使って原因や現状をしらべて、国際紛争の予防策や解決策を議論するというんです。つまり、紛争の解決方法を、小学校から一貫教育で身につけさせているんですね。

【松縄】 アリアス大統領の話のなかで、「自分は小学校のときに習ったことを、ただ実践しただけです」という話があって、大統領がそんなことをいうなんて、すごい教育なんだとおもいましたね。

日本でも新しい実践活動を！

【伊藤】 あちこち講演してまわっていると、かならず地元の先生が聞きに来ていて「私はコスタリカにならつてこういうことをやっています」とか、いろんな実践を報告してくれる。だから今日本でも、先生たちがそれなりに頑張ってるのね。新しい実践を、どんどん広めていけばいい。

【高村】 先ほどの台形の机で思い出しましたけど、うちの息子の6年生の教室の机が、円になっていた時がありました。黒板にむかってじゃなくて、机をみんなでまわくして。そうやって先生方も取りくんでくださってるんですね。

【伊藤】 そういう取りくみをのばしていけばいいんだ。大きな流れをみてみれば、市民運動がものすごく盛りあがってるじゃないですか。九条の会にしても、2004年にできてからまだ14年しかたつてない。それがこれだけ日本中に広がっている。戦後の社会って、いったん変わりはじめたら、日本人の原動力って大きいよね。よくしよう、いい社会にしようという皆さんの想いを、どんどん具体化していけばいいと思う。

(おわり)



弁護士 松縄昌幸



野山に春を告げるタンポポの花

ですがこの頃では秋、冬でも花を見かけます。もちろん温暖化のせいもありますが、一年中花を咲かせるのは「セイヨウタンポポ」です。花粉で交配されなくても増えるからです。そして、あらゆるところで野生花し、在来種の「ニホンタンポポ」を駆逐し、私たちの目に触れるものは、ほとんどがこの種類です。

「ニホンタンポポ」はもはや一割あるか、ないかといえます。「ニホンタンポポ」には、エゾタンポポ、カントウタンポポ、カンサイタンポポなど約20種もあるそうです。白い花を咲かせるシロバナタンポポもあり、これは関西以西九州ではあたり前になります。

「セイヨウタンポポ」はヨーロッパではサラダ用の野菜として栽培されていて、日本には明治期に導入されました。しかし、日本では野菜としては定着せず、単なる雑草としか見られてきません。



Shizuko Cooking

静子の 山菜・野草レシピ ④

弁護士 杉井 静子



「がく」が閉じている



静子

タンポポは、在来種でも、外来種でも食べられます。その上薬草でもあるのです（知ってましたか？）。

「ニホンタンポポ」と「セイヨウタンポポ」の見分け方は上の絵のとおりですが、どちらも全草が食用、薬用になりますので積極的に利用してみましょう。

〈漢方薬 - 蒲公英〉

秋から冬にかけて根を掘り採り、陰干したものが生薬の蒲公英です。苦味健胃薬として副作用も少なく、解熱、利尿などにも効果があるといわれています。

〈タンポポ酒〉

花、葉、根を酒につけると薬用酒になります。

料理法

サラダ

葉を一晩水につけてアクをぬき、生のままでサラダにします（採りたてであれば水にさらすのは短時間でも大丈夫です）。ポテトサラダの下に敷いていただくのもいいでしょう。花はアク抜きはせず開いているものをほぐしてサラダに散らします。

ごま和え

花をさっとゆでて水にさらし、黒ごまと和えます。葉はゆでて水にさらしてアクをぬいてから黒ごまと和えます。

酢の物

花や葉を上記と同じ方法でゆでてから三杯酢や酢みそで和えます。

天ぷら

花の裏に多く衣をつけて揚げます。

きんぴら

根を細く切り油で炒めてきんぴらに。

タンポポコーヒー



根をよく洗い、水気を取って小さく刻み、半月ほど日に干す。これをフライパンに入れて中央でゆっくり煎り、それをミキサーで粉末にしてインスタントコーヒーのように飲みます。ノンカフェインでおいしい飲み物となります。タンポポは根に養分を蓄えて冬越しをするので11月～12月の根が最適です。

2018年民法（相続法）

改正について



弁護士 佐々木 洪平

民法の相続法が2018年7月に改正されました。今回の改正の一部について、そのポイントを解説します。

1 配偶者居住権

まず、大きな改正点として、「配偶者居住権」が新設されました。これは配偶者が死亡した場合、残された配偶者が引き続き死亡した配偶者と暮らしていた建物に生きている間（短期居住権の場合は、最低6か月間）無償で住み続けられる権利です。例えば、従来では、夫が死亡し、妻と子ども1人が相続人である場合（妻と子の相続分はそれぞれ2分の1）、自宅土地建物（評価額2000万円）と預貯金3000万円と合わせて5000万円が遺産であるとすると、妻は自宅土地建物（評価額2000万円）を遺産分割で相続したとされるため、預貯金は500万円しか得ることはできず、生活費が不足するなどの不安がありました。しかし、改正法では、所有権ではなく配偶者居住権を取得し、死亡した配偶者と暮らしていた建物に無償で住み続けることが可能となるため、例えば、居住権の評価額が1000万円だとすると、先の例で、妻は配偶者居住権（評価額1000万円）と預貯金1500万円を相続で取得することが可能となります（子どもは、配偶者居住権の負担付き所有権を取得することになります）。

2 住居の遺産分割からの除外

婚姻期間が20年以上の夫婦間で居



夏目浩次さんプロフィール

脱サラし、障害者就労の場の創出、工賃アップに取り組む。
2003年から社会福祉法人豊生ら・ばるか、一般社団法人ラ・バルカグループを設立、代表理事を務める。
2009年には、タリーズコーヒー信州大学病院店（障害者雇用就労事業店舗）をグループ直営で開設（現在全国に4店舗展開）するなど、福祉と企業への経営参画及び連携、利益の出る事業展開の手腕に定評がある。

♪♪今年10月4日から東京に久遠チョコレート荻窪店がグランドオープン♪♪
住所 杉並区天沼3-29-12 TEL：03-6279-9552
営業時間 10:30～19:30 月曜定休

久遠チョコレート 夏目 浩次 くおん natsume hirotsugu さん

愛知県豊橋市に本店があるチョコレートブランド「久遠チョコレート」。お洒落で洗練されたチョコレートの作り手が障がい者と知って驚き、さっそく豊橋へ…。

夏目さんは言う。「障がい者だけでなく、病気や対人関係への不安、不登校などの挫折経験がある方など、多様な人が働く場をつくりたい」と。

代 表の夏目浩次さんは、会社員時代に障がい者の工賃の低さに衝撃を受ける。1ヶ月に1万5千円程度（全国平均）の給与という現状に納得がいかず、改革することを決意。2003年にラ・バルカグループを立ち上げた。「顧客意識をもち、働き、稼ぎ、自立する」と前面に打ち出したメッセージ店舗として「久遠チョコレート」を展開する。ここでチョコレートを作る障がい者の工賃は、全国平均よりも3倍以上高い。

仕事にやりがいと喜びを…

夏目さんは「働き手にとって、本当にやりがいがある仕事を」「消費者が本当に欲しいと思うものを」と模索してきた結果、チョコレートに行きつく。チョコレートは「飲食店のように提供までに速さを求められず、働く人のペースで作業できる」。障がい者にピッタリではないかと着想したのだ。

豊橋市の本店。ガラス張りのキッチンで真剣な表情で切り分ける姿は、まさにプロフェッショナル。障がいがある

ことなど分からない。
気持ちの良い空間の店内には、150種以上のチョコレートが並び、1番人気は、口の中でほろっと崩れてとろける食感が特徴のテリーヌ。柚子、豊橋の次郎柿、京番茶、ナッツなど日本全国の厳選された食材を盛り込んだ商品はバリエーション多彩で見た目もお洒落。力カオは約30ヶ国から取り寄せ、素材の味を際立たせている。香りは芳醇で、味わい深く、美味しい。また、公募から選んだデザインの色紙や包装紙はひとつひとつがとても素敵だ。

現在、直営の店舗や製造拠点は東京都や横浜市など6ヶ所もある。フランチャイズは20ヶ所を超えた。素材や製法にこだわった本格的な味わいが話題を呼び、百貨店での出店も行っている。年間売り上げは約4億円に達し、働く障がい者は約180人。それぞれの適性に合わせチョコ製造のほかシール貼りや包装なども担う。障がいのある子どもを預けて働ける店舗もあり、将来その子どもたちが働く場所となるかもしれない。

センスある社会って…?

次なる目標とすべきは、「多様化を受け入れる社会」。人が持つ属性や環境によって、その人の生き方や暮らし方に制限がかけられる社会はナンセンス。障がいのある人も、ない人も常にかっこよく輝き、家族も含めて「暮らしにくい」と思うことのない社会を創ることで、センスある社会とは何かを具現化していきたいと考える。

「久遠チョコレート」にはさまざまな事情の方がいるが、「一緒に過ごしていくうちにお互いの特性を理解しあうので、各々について特に細かい説明はしていません」とのこと。多様な方がいるのが“当たり前”なのである。

幸せの一粒が作り手の未来へ!!

夏目さんは「久遠チョコレート」で働く仲間と共に未来に笑顔を増やしていくこと、次なる成熟社会を創っていくことをミッションロードとしている。

(ルポ 事務局 入矢すずな)

住用不動産を遺贈または贈与した場合、当該不動産は遺産とみなされず、遺産分割の対象とはならなくなります。

3 自筆証書遺言の要件緩和

また自筆証書遺言の要件が緩和されます。従来認められていなかったパソコンによる遺産目録の作成が可能となります。

4 相続人以外の親族の貢献

そのほかの改正点として、例えば、夫の両親の介護を尽くしてきた妻は、夫の両親が死亡した場合において、一定要件を満たせば、相続人に対して一定額の金銭の支払いを請求できるようになります。

5 遺産分割前の仮払い

そのほかに、従来は、遺産分割協議成立前に相続人が単独で預貯金を引き出すことができませんでしたが、一定の要件を満たせば、遺産分割協議成立前に仮払いが認められることとなり、相続人は、葬儀費用や生活費、相続債務の支払いに充てることができます。

6 成人年齢の引き下げ

また、今年は今回の改正のほかに、140年ぶりに成人年齢が引き下げられ、成人年齢が18歳となります。合わせて、結婚が可能となる年齢が女性16歳から男性と同じ18歳へ引き上げられます。2022年4月1日時点で18歳以上20歳未満の人は、その日に成人に達します。

所員のつぶやき



「70（をこえた）の手習い」で、事務所の日本画教室で宮本和郎先生に学んでいる。技術面の御指導だけでなく、先生のお話がとても含蓄に富む。物（対象）をよく観察する、花びらは何枚でつぼみからどんな風に開いてくるのか、葉はどんな形が等々。ここには科学の目が必要。しかし、物をそのまま描いては「説明」になってしまう。省略すべきところは省略し、見えないところも角度をかえて描き込む。これが「芸」だと。「学習の友」という月刊誌に700字のエッセイを連載しているが説明で終わらない、人びとが共感する文章をいかに紡ぎ出すか。とても難しい！



弁護士 杉井 静子
Sugii Shizuko

—コスタリカ続編—

今回の対談のテーマ、コスタリカは、私が大好きな国。とりわけ、有機農法で作られたコーヒーの、アラビカ種独特の、上品なおいしさと言ったらありません。一時は個人輸入もしていましたが、今では、KALDIに時々入荷するコスタリカ産コーヒーをめざとく見つけては買い占めて(?)います。ところで先日、コスタリカの憲法裁判所の判決が新聞記事になっていたのをご存じですか? 「同性同士の結婚を認めない現在の法律は、憲法違反で無効」というきっぱりとした判決! 「人間の尊厳に反するいかなる差別も許さない」と憲法が定めているんだから、文句あつか?! とでも言いたげな毅然とした判決に、鳥肌がたった私でした。



弁護士 藤原 真由美
Fujiwara Mayumi



弁護士 大出 良知
Ode Yoshitomo

知りあいの弁護士に誘われてボランティアで裁判員裁判を手伝いました。全面否認の強制ワイセツ致傷事件でした。多くの情況証拠から無罪を確信していました。しかし、DNA鑑定で有罪になりました。鑑定資料の採取経過や保管方法に問題があり、法医学者の意見でも鑑定結果には疑問があるということでした。それに、当該事件の前に、被告人は警察にDNAを握られていました。裁判官が疑問を持たないようでは、裁判員に警察内部で用意される科学的証拠の問題性を理解してもらうのは至難です。



弁護士 佐々木 洪平
Sasaki Kouhei

旅行で、博物館や寺社仏閣、史跡などを巡ると様々な発見があります。今年、印象深かったのは愛知県犬山の博物館明治村と京都の大徳寺です。明治村は、夏目漱石の千駄木の借家や金沢監獄、帝国ホテルなど日本全国の明治期の建物が移築されている博物館です。どのような人たちが使用していたのか想像力をかきたてられながら見学しました。

大徳寺は、信長や秀吉に所縁ある寺です。その三門は千利休切腹の原因となったとされるところで、その舞台がここにあると思うだけでワクワクしてきます。

旅先でこういったことを知るのが楽しみです。



事務局 高村 早苗
Takamura Sanae

昨年、入れてもらっていた地元企業のサッカーチームが消滅してしまいましたが、その繋がりですつと誘ってもらうようになり、月2回、日曜日の夜に体育館でフットサルをしています。夏は余りの暑さに今日は行くの止めようかなと思うこともありましたが、なんとか行ってとてつもなく暑い体育館の中で滝のような汗を流しながらやり、久しぶりの感覚を味わいました。筋肉がつることが時々あるので、フットサルを続けつつ、今後は筋トレも少しずつやっていきたいと思います。



弁護士 松縄 昌幸
Matsunawa Masayuki

急激に涼しくなってきましたが、みなさまお元気ですか。ホームページに掲載した「万葉集の時代と多摩川」の続きです。巻14の東歌から武蔵の国の歌を2首。

武蔵野のおぐきが雉立ち別れ 去にし宵より背ろに逢はなふよ
草の中から突然雉(きぎす)が飛び去った武蔵野の逢瀬。別れた宵いらい夫は防人にとられ逢うことができないのよ。
武蔵野の草葉もろ向きかもかくも 君がまにまに
我は寄りしに

激しい風に身もだえするようになびく武蔵野の草のように、こんなに私はあなたのまに寄り添ってきたのに。



弁護士 杉井 厳一
Sugii Genichi

先日、夫と私、長男の三人で外出先で夕食を済ませることになり、何となく店を探しているうちに、呑み屋に入ってしまった。次男はサッカーの合宿に参加しており不在。長男は14歳なのでジュースを注文。夫と私は色々注文してしまい、気が付くと夫はしっかりと日本酒を呑んでいました。子どもたちが成人したら、いつか一緒にお酒が飲みたいとは思っていましたが、一緒にお酒は飲まないにしても、気分だけ味わえたような、楽しい時間が過ごせました。夜9時を過ぎたころ、私は「お開きにしよう」といいましたが、なんと夫と長男は「お母さんだけ帰っていいよ」と言い出し、まんまと私を追い出すことに成功。その後男二人水入らずの時間を過ごしました。長男と一緒にお酒を呑めるのはあと6年後、次男は今9歳なので彼も一緒になるとあと11年後。家族で宴会ができるまで、何とか元気で頑張りたいものです。



弁護士 杉野 公彦
Sugino Kimihiko

元々長男は給食のない小学校に通っていますので毎日お弁当が必要なのですが、最近は自分の分も含めお弁当を作っています。ただ、平日は真っ当な時間には帰ることができませんでしたので（今もそれほど変わらないですが）、食材の調達もお弁当作成も専ら日曜日の夜で、しかも作るのは金曜日まで「もつ」おかずばかりです。飽きられるまでは続けますが、そろそろネタ切れ感も著しいです。

法律は次々と改正され、社会情勢も変わっている中、電子書籍の「作り置きレシピ」ばかり愛読している今日この頃です。



弁護士 宮本 康昭
Miyamoto Yasuaki

前にも麻生財務相の発言（ナチスに見習え発言）を取り上げたのですがふたたび麻生登場です。今度は「新聞を読まない人はみんな自民党だ」です。この言葉はほんとに国民をバカにした態度のあらわれですが、言っていることが実はデタラメでもないらしいというデータがあります。「新聞を良く見る人」の安倍内閣支持率が32%に対して不支持率が54%、同じく「テレビ」で支持38%、不支持41%ですが、「インターネット」では逆転して支持42%、不支持38%、「SNS」では支持48%に対して不支持は22%だ、というのです（朝日新聞の世論調査-18年7月16日朝日）。新聞を見る派と見ない派とで、安倍内閣への支持がきれいに分かれ、ツイッターやフェイスブックなどのSNSを一番参考にする人々では安倍支持が不支持の2倍を超えます。

でも、新聞くらいは読むだろう。その期待に対しては同じ世論調査でつぎの数字があります。参考にするメディアの中で新聞は、テレビ44%、インターネット26%に遅れる第3位24%で、全体の1/4にも達しません（SNSは4%）。

「麻生節だ」で済まされないことですが、どう考えたらいいか、どうしたらいいかについてはまた日と場所を改めましょう。



弁護士 岸 敦子
Kishi Atsuko

先日西表島に旅行をすることになり、久しぶりに飛行機に乗りました。私は臆病者なので、乗るたびに「私の人生は今日で終わりがもしれない」「もう少し部屋を片付けておくんだ」「死ぬ前にあの漫画の最終回読みたかったな」などという考えが頭をよぎります。しかし、旅行には行きたいし、行けば楽しいこともわかっています。揺れないのであれば、飛行機の窓から見える景色も大好きです。考えてみると、私の旅行はいつもこんなパターンです。計画の時はウキウキし、荷造りの面倒くささと戦いつつ準備をして、不安と期待を胸に出発しています。

小学生の娘は今年になって「がっこうなんてだいっきらい！いかない！」とランドセルを投げ出し、大抵抗する時期があった。朝から大声が響き渡って、ご近所にさぞ迷惑をお掛けしていたに違いなく、肩身の狭い気持ちでした。ある朝、向かいのマンションから一人の女性私たちがの方に向かって近づいてきた。「ああ、とうとう文句言われる…」と身構えていたら、「今日はいけるかな、どうかな？っていつも見ていたのよ。今日からこのクマちゃんが応援しているからね、これ、あなたにあげるね。」と大きなクマのぬいぐるみを娘にくださった。

表情が和らいだ娘。心がすーっと安堵感に変わった私。見ず知らずの方が、このように見守っていて下さったことがとてもうれしく、励まされた出来事だった。あたたかな眼差しに感謝して、また胸を張って、「お母さん」をがんばろう。そして、困っている子供を見守る目線を私も持とうと思う。

事務局 入矢 すずな
Iriya Suzuna



NEW FACE!

はじめまして。4月から入所しました。

私が生まれ育った多摩地域の魅力は、なんといっても自然豊かなところ。事務所の近くには昭和記念公園があり、たまに訪れては自然に癒されています。

地元の国分寺では、数年前から駅前開発が行われ大きなビルが建ち、お洒落なお店が増えてきました。昭和の雰囲気が残るところが懐かしさを感じさせてくれるところがこの街の魅力だと感じていたので、この変化に少し寂しい思いもありますが、駅から離れるとまだまだ自然がたくさん残っているの、人と自然が共生する街づくりが進められることを願うばかりです。



事務局 長谷川 雄太
Hasegawa Yūta

郷里の実家近くを流れている小さな河川では、自然繁殖しているヤマメ、イワナとニジマスが釣れる。9月に帰省した際に釣りに行こうと思い、下調べをインターネットでしていたら、なんと外来種（ヨーロッパ原産）のブラウントラウト（マス科の魚）が大繁殖し、郷里の近所の河川にも棲息していた。ニジマスも外来種だが、主に水生昆虫などを摂餌しているのに対し、ブラウントラウトは昆虫以外にも、他の魚を摂取するよう猛な性質があり、在来の魚を駆逐してしまう恐れがある。一強体制の危うさは、人間社会でも同じですね。



事務局 日下 努
Kusaka Tsutomu

キャッチボールのすゝめ

息子とキャッチボールをする時間が大好きだ。

前は私が教える立場だったはずなのに、いつの間にか息子から指摘されることが多くなってきた。成長を感じ、とても嬉しい。

そして大事なのは夫とのキャッチボール。思いっきり自分の限界を超える豪速球を投げつけてやる。感覚的には大谷投手並みである。とても気分がいい。

ストレスや日頃の思いを健康的かつストレートに発散させることが出来るので夫婦でするキャッチボールはおすすめである。



事務局 中野 すみれ
Nakano Sumire



姫木平地代減額訴訟 東京高裁で逆転勝訴判決

弁護士 岸 敦子

平 成30年3月8日、東京高等裁判所において、長野県小県郡長和町にある姫木平別荘地（以下、「姫木平」といいます。）の地代の減額を認める判決がでました。これまでの地代（74円/m²）が不当に高額であったこと、及び適正な地代が67円/m²であったことを認め、控訴人（別荘地の借主・原告）らが減額請求をしたときからの差額7円/m²を、年1割の利息を付けて返還するように命じる逆転勝訴判決です。

姫 木平の近隣の3つの別荘地の地代は、高くても48円/m²であり、35円/m²というところもあります。姫木平別荘地の74円/m²が、これらに比べて非常に高額であることは一目瞭然です。

不当に高額な地代が別荘地の次世代への継承や売買を妨げ、姫木平別荘地の発展を阻害しているにもかかわらず、貸主（財産区という特別地方公共団体）は値下げに関する話し合いに一切応じませんでした。そのため、原告となった借主の皆さんはやむなく提訴に踏み切りました。

長野地方裁判所上田支部では不当な敗訴判決を受けましたが、約80名の原告の皆さんは勇気を持って控訴し、

東京高等裁判所で審理が続けられました。東京高等裁判所では、これまでの主張に加え、上田支部の判決が根拠とした過去の最高裁判例は今回の地代減額請求を排除するものではなく、むしろ減額を認める意味を持っていることを主張し、現地での鑑定も経た結果、勝訴判決を得ることが出来ました。長い間、高いままの地代が維持されてきた経緯からすると、減額の判決が出たことには大きな意味があると確信しています。

残 念ながら貸主が最高裁に上告受理申立をしたため判決は確定していませんが、今後も原告の皆さんと共に、別荘地の発展や住民の皆様の生活向上のため、良い結果を獲得できるよう尽力したいと思います。



3月8日高裁判決後の報告集会（東弁会館）

鈴木 剛 弁護士 入所！



この度新たにひめしゃら法律事務所に加わることになりました、鈴木剛（ごう）と申します。

ここ立川、多摩地区は、自分が生まれ育った地域です。地域の皆様のくらしを法律の面からサポートします。

弁護士会をはじめとする、リーガルサービスの向上にも取り組みたいと思います。よろしくお願ひします。

編集後記

■ 今回のメイン企画はジャーナリストの伊藤千尋さんとの対談です。現政権が時代を逆行させようとしていることに対して、憲法上軍隊を持たないコストリカの経験をお聞きし、明るい展望を見出した気がします。

■ 昨年末に佐野千春弁護士（法テラス指宿法律事務所）、長井健治司法書士が退所しました。新天地でのご活躍を期待しております。また新たに4月から長谷川雄太さんが新事務局員として入所しました。（K）

修・習・感・想 玉虫 香里さん



私は、今年の6月下旬から8月上旬までの約1か月半の間、ひめしゃら法律事務所での司法修習をさせていただきました。

ひめしゃら法律事務所での修習では、杉野公彦弁護士をはじめとする所属弁護士の先生方に、弁護士の仕事の基礎を指導していただきました。とても印象的だったのは、各先生方が、依頼者の方のお話を時間をかけて丁寧に聞いた上で、必要なアドバイスを分かりやすく伝えていらっしゃることでした。それまでの修習をとおして、人から必要な話を引き出すことの難しさを実感しておりましたので、先生方の相談の様子からたくさんのことを学ぶことができました。

修習期間中は、先生方も所員の方も、大変温かく接してくださり、とても充実した修習を行うことができました。

どうもありがとうございました。

法律相談受付

平日（月～金）

午前10～12時、午後1～5時

第2、第4の土曜日

午前10～12時

相談料

1時間以内 5,400円（税込）

※夜間相談をご希望の方は、ご相談に応じます。
※都合によって変更することがございます。